

平成 27 年 6 月 11 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23520792

研究課題名(和文)「明鈔本天聖令」の史料的性格の解明

研究課題名(英文) Research on Tiansheng Statute and its character as historical texts

研究代表者

辻 正博(TSUJI, Masahiro)

京都大学・人間・環境学研究科(研究院)・教授

研究者番号：30211379

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：「天聖令」の条文研究を深化させることを目的として実施した本研究の成果は、宋代法典の佚文収集、唐代法令(格・式を中心とする)の佚文収集、「天聖令」残巻および『宋刑統』『慶元条法事類』テキストの再吟味の3つに集約できる。このうち、については、北宋末に編纂された「政和勅令格式」と南宋初期に編まれた「紹興重修勅令格式」を中心として佚文を収集し、それらに基づき宋代法典条文の比較検討を行い、天聖令条文の歴史的な位置づけについて考察した。については、敦煌・トルファン出土資料を精査し新たな条文を発見した。またについては、『宋刑統』明鈔本を再検討することにより通行本に修正の余地があることを指摘した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research project is to make historical character of the Tiansheng Statute 天聖令 clearer, and I could have satisfactory results through collection of texts of the codes and ordinances in Tang and Song dynasty and analysis on these legal texts themselves. Main achievements of this research are as follows: 1) Through comparative analysis of more than 6,000 legal text data including more than 1,000 text data of the lost codes and ordinances of Sung dynasty, I could make it clear that there are great changes of descriptions between Tiansheng Statute and the codes and ordinances of Southern Song dynasty. 2) Some new legal texts of Tang dynasty could be found from Dunhuang and Turfan documents. 3) I could point out that the ordinary text of Song Code 宋刑統 should be made modifications based on the manuscripts in Ming period.

研究分野：中国法制史、中国中世・近世の政治制度史

キーワード：天聖令 宋刑統 勅令格式 佚文収集

### 1. 研究開始当初の背景

1998年に発見され2006年に公開された「明鈔本天聖令」残巻(以下、「天聖令」)は、11世紀前半に編纂された法典の姿を今に伝える貴重な法制史料である。しかし、本研究を企画した当時において、「天聖令」は、わが国の内外を問わず、散逸した唐令を復原するための基礎資料として利用されることがほとんどであって、宋代の法典としていかに位置づけるかを正面から論じた研究は皆無に等しかった。本研究は、そうした「天聖令」研究の状況に鑑みて、その史料性格を実証的に解明することの必要性を痛感して企画されたものである。

### 2. 研究の目的

「天聖令」は、宋王朝が全国統一を成し遂げ、国家として安定期を迎えようとしていた11世紀前半に編纂された法典である。文献史料の記述から、この法典が、唐令を基礎としてつつそれに必要最低限の改訂のみを加えたものであることは、早くから指摘されていたが、明鈔本の発見により、言われていた通りのものであったことが明らかとなった。

問題は、「天聖令」の個々の条文がそれ以降に編まれた宋代法典の条文と具体的にどのように異なっているのか、言いかえれば、「天聖令」で規定された事項がその後の歴史的展開、すなわち、いわゆる「唐宋変革」の大きな歴史のうねりの中で、どのように変化していったのかということである。これまでは、こうした問題について財政史・社会史などの分野において個別に考察されてきたのであり、わたし自身も刑罰史について分析する中で検討を加えられてきたけれども、それを法制史上の変化として考察されたことはなかった。本研究は、「天聖令」の歴史的立場づけを明らかにするために、法制史の立場からこの問題に正面から取り組んだものである。

### 3. 研究の方法

「天聖令」が発見・公開されたことにより、従来から知られていた宋代の法典、すなわち『宋刑統』や『慶元条法事類』等に対する関心も高まり、啓発的・示唆的な研究成果がいくつも生み出された。とりわけ、13世紀初頭に編纂された『慶元条法事類』の条文と「天聖令」の条文比較した、稲田奈津子氏や川村康氏の研究は、時代による差異よりもむしろ類似点・共通点に注意を喚起し、伝統中国における法典編纂のあり方に新たな見方を提示したものであり、注目すべき研究成果である。しかし、両法典の編纂時期には約180年の隔りがあり、その間には幾多の法典が編纂された。ただそれらの法典はすべて散逸してしまっているため、これまでは具体的な条文比較の試みがなされることはなかった。

本研究では、近年の研究環境の好転に鑑み、散逸した宋代法典の逸文を収集して史料集

を構築することにより、「天聖令」・『慶元条法事類』所収の法令法文との比較検討を試みた。研究環境の好転とは、関係資料の公開・出版、およびそれら史料のデータベース化の進展を指す。無論、個々の史料については信頼し得るテキストによる校定が必要であるが、これによって資料の収集は飛躍的に効率化した。

本研究では、副次的作業として、唐代法典佚文の収集も行った。20世紀に精力的に行われた唐令復原研究の成果は偉大であり、「天聖令」を利用した復原研究が続けられている今日においても、仁井田陞著『唐令拾遺』(1933年)や仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』(1997年)によって築かれた基礎は、やはり容易には揺るがないと言い得る。それに較べて、格・式については、未だ佚文収集が十分に行われているとは言い難い状況である。こうした現状に鑑み、本研究では、おもに敦煌・トルファン出土資料から新たな佚文収集を試みた。これらの出土資料についても、20世紀末から21世紀初頭にかけて、研究環境(資料公開、特にインターネットを介した資料公開が画期的に進んだ)が劇的に改善した分野であり、本研究においてもその恩恵を十分に受けることができた。

### 4. 研究成果

さて、前述の宋代法典逸文収集により、延べ約1000条の法令逸文を比較の基礎資料として集めることができた。これに『宋刑統』『天聖令』『慶元条法事類』所収の法令を加えると6000条を超える宋代法令の史料集となる。本研究の主眼は、この史料集を縦横に活用することによって、「天聖令」所収の条文がその他の宋代法令との類似点と相違点、さらには条文の変遷過程にまで考察を加えることにある。

近年、「天聖令」所収の条文と『慶元条法事類』所収の条文とを比較対照した論考が複数発表されているが、それらはいずれも両者の共通性・連続性の側面を強調している。しかし当然のことながら、天聖令と『慶元条法事類』とでは編纂時期に200年近い開きがあり、両者に含まれる条文内容に大きな差異があることは言を俟たない。問題は、その差異がいつごろから顕著になるのか、である。

本研究で行った初歩的な分析の結果によれば、北宋末の政和元年(1111)に編纂された政和勅令格式と南宋初期の紹興元年(1131)に編まれた紹興重修勅令格式あたりが重要な分岐点になるように思われる。その概要については、平成26年5月24日に行った学会発表「宋代法令研究の可能性 「天聖令」研究の新展開」にて報告したが、なお詳細な検討を加えてゆく必要がある。現在における大まかな見通しを記せば、次のようになる。すなわち、『慶元条法事類』所収の条文は、北宋末の政和勅令格式までは直接的な継承関係をもつように思われる。その先の時代、

つまり、王安石の新政改革時代と神宗親政時代については、収集し得た資料が多いために推測の域を出ないけれども、「過渡期」と言ってよいように思う。そして、それに先立つ仁宗朝後期に編まれた編勅については、『慶元条法事類』所収の条文とほとんど継承関係をもたないように思われるのである。これらの見通しが、今後継続してなされる資料分析と考察を通じて、さらに突き詰めて考えてゆく必要があること、言うまでもない。

なお、唐代法典の佚文収集作業の過程で、唐律写本についての重要な発見があり、論文にまとめた。また、敦煌・トルファンから出土した唐代法制文献に関する最近の研究状況についても概要をまとめた。これらの出土資料は、以前から存在が知られていたものであるが、敦煌文献については20世紀末から今世紀初頭にかけて資料公開(写真公開)が飛躍的に進展し、研究環境が劇的に改善した。また、トルファン出土文献については、少なからざる新出資料の公開があり、法制文献についても新たな報告がなされている。本研究では、こうした研究環境の好転を受けて、改めて関係資料を博搜し、法典資料を何点か新たに追加することができた。

また、本研究開始時には予想していなかった成果として、漢簡語彙に関する辞書、および語彙の考証過程を明らかにした著作の刊行を挙げておきたい。両者ともに、京都大学人文科学研究所における共同研究の成果であるが、私は本研究の全期間を通じてこの研究班に積極的に参加し、辞書項目の執筆と語義の追加・修正を精力的に行った。本研究を通じて得られた知見も、これらに可能な限り反映させたつもりである。共著・分担執筆ではあるが、特に研究成果として追加した所以である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 6件)

【平成25年度】

辻 正博:敦煌・吐魯番出土唐代法制文献研究之現状(中国語) 周東平・朱騰主編『法律史訳評』, 北京大学出版社, 2013年9月、査読無し、118~145頁

【平成24年度】

辻 正博:唐律中刑罰の理念と現実 作為“礼教性刑罰”の流刑(中国語) 余欣主編『中古時代の礼儀・宗教と制度』, 上海古籍出版社, 2012年6月、査読無し、72~82頁

辻 正博:西晋の諸王封建と出鎮(中国語) 『南京曉庄学院学報』2012年第4期、2012年7月、査読有り、11~18頁

【平成23年度】

辻 正博:思いがけぬ新史料の「発見」

天一閣蔵明鈔本「天聖令」 『人環フォーラム』29、2011年9月、査読無し、38~41頁

辻 正博:Jx09331 唐律写本残片小考、(中国語) 高田時雄編『涅瓦河辺談敦煌』, 京都大学人文科学研究所、2012年3月、査読無し、pp.81-90

辻 正博:敦煌・トルファン出土唐代法制文献研究の現在、『敦煌写本研究年報』6、2012年3月、査読有り、249~272頁

〔学会発表〕(計 8件)

【平成26年度】

辻 正博:宋代法令研究の可能性 「天聖令」研究の新展開、第63回東北中国学会大会、福島大学教育学部、2014年5月24日

辻 正博:「天聖令」研究の現在 宋代法制史料との比較の試み、京大台大シンポジウム2014 人文科学セッション、京都大学文学部、2014年9月2日

【平成25年度】

辻 正博:魏晋南北朝時期的聴訟と録囚(中国語) 東晋歴史文化学術研討会(招待講演) 江寧博物館(中国江蘇省南京市) 2011年9月28日

辻 正博:日本近年隋唐法制史研究の現状及其展望、武漢大学歴史学院(招待講演) 2014年3月5日

辻 正博:從刑罰制度的角度来看“唐宋变革”、武漢大学歴史学院(招待講演) 2014年3月6日

【平成24年度】

辻 正博:流人と恩赦 唐律の流刑規定を中心として、第57回国際東方学会議、日本教育会館(東京) 2012年5月25日

辻 正博:唐律流刑の本質 其與恩赦の關係來考察、「中華法系與儒家思想」国際学術研討会議(招待講演) 台湾大学法学院(台北) 2013年3月22日

【平成23年度】

辻 正博:流人と恩赦 以《唐律》の流刑規定を中心、唐長孺先生百年誕辰紀念国際学術研討会暨中国唐史学会第11届年会(招待講演) 武漢大学歴史学院(中国湖北省武漢市) 2011年7月5日

〔図書〕(計 2件)

辻 正博ほか:京都大学人文科学研究所簡牘研究班編『漢簡語彙—中国古代木簡辞典』, 岩波書店、2015年3月、全610頁

辻 正博ほか:富谷至編『漢簡語彙考証』, 岩波書店、2015年1月、全486頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

辻 正博 (TSUJI, Masahiro)

京都大学・大学院人間・環境学研究科・教授

研究者番号：30211379

(2)研究分担者

なし ( )

研究者番号：

(3)連携研究者

なし ( )

研究者番号：